

技術委員からの追加意見等及び事業者の見解

番号	区分	委員名	追加意見要旨	事業者の見解要旨
1	全体	鈴木	<p>平成23年11月4日(金)の委員会において、事業者側からは環境影響評価方法書を「法に則り作成している」とか、「法の範囲内で作成している」との発言が頻繁になされました。方法書の内容の不備の多さと勘案いたしますと、これは、一昔前の「基準クリア型」のアセスメントを念頭に置いた発言としか思料しえませんが、現行の環境影響評価法の精神としては、できうる限りの努力を払って環境への影響を小さくするような事業を行うために、「ベスト追求型」の環境アセスメントを行うとされています。</p> <p>是非、法の精神に則り、最低限の作業を行うのではなく可能な限りの環境影響評価を行えるような取組をお願いいたします。</p>	<p>市町村レベルを含めた文献調査等につきましては、今後、現地調査又は予測、評価に入る前に行います。また、既存文献リスト（動植物の生息、植生が確認されている種のリスト）については、第6回技術委員会において報告します。</p> <p>この4月に改正された環境影響評価法の精神に則り、実行可能な範囲において適切に環境保全に努めてまいります。</p>
2	3-4-6 6) その他事業 の内容による 事項	塩田	<p>工事現場から搬出される土砂等を処理するために、公道等を走行する計画であれば、走行車両の速度制限、土砂等のほこりの飛散防止等を含む「安全」についても言及することが必要である。</p>	<p>準備書段階において、走行車両の速度や土砂等のほこりの飛散等に対する配慮事項として、記載内容を検討します。</p>
3	4-2-1 2) (水資源)	鈴木	<p>水資源としては、水道水源の箇所数のみが記載されていますが、揚水量や賦存量のデータはないのでしょうか。これがないと、事業によって大きな影響が危惧される水資源への影響を評価する方法が定まらないように思います。</p> <p>また、温泉は極めて重要な水資源であると思いますので、詳しく記載して下さい。事業によって温泉が枯れてしまったら大きな問題です。</p>	<p>本事業の影響が想定される温泉も含めた水資源については、文献・資料を収集します。なお、補完するために関係自治体等へのヒアリングを行い、必要に応じて現地踏査を行います。</p>
4	4-2-1 2) (水質)	鈴木	<p>水質についても、公共用水のみが記載されています。しかしながら、(1)に示した支流や地下水についても文献調査を実施し、それぞれの特徴を記載すべきです。地質的に極めて特徴的な地域ですので、それに関連する河川や地下水の水質についての文献があるはずですが、それに基づいて、事業の環境への影響を評価する方法書が提出されてしかるべきではないでしょうか。</p>	<p>準備書に向けては、市町村誌などを含めた水質に関する文献、資料を収集し整理します。</p>

番号	区分	委員名	追加意見要旨	事業者の見解要旨
5	4-2-1 2) (水象)	鈴木	<p>・天竜川と木曾川についてのみ記載されていますが、事業による影響が及ぶ可能性の高い蘭川、黒川、松川、野底川、土曾川、青木川、小渋川等についても、現況をきちんと記載すべきです。参照文献が国土交通省のホームページのみとは、あまりにも杜撰ではないでしょうか。現況の認識なくして如何に環境への影響を評価するのでしょうか。少なくとも市町村誌等まで検索すべきと思います。</p>	<p>・準備書に向けては、市町村誌などを含めた水象に関する文献、資料を収集し整理します。</p>
6	7-2 (景観・人と自然の触れ合い活動の場)	陸	<p>景観／人と自然との触れ合い活動の場を工事中の評価項目に含めるべき</p> <p>・長野県内のルート周辺は、ほとんどの区間が歴史的にも自然誌の豊かさの点でも、重要な景観及び人と自然との触れ合い活動の場である。工事では大量の土砂の処理やコンクリートプラント、濁水処理施設の稼働が数年～10年に及ぶ可能性があり、その周囲を通行する工事車両の総量を鑑みても、その影響は一時的とは言えない。したがって、景観および人と自然との触れ合い活動の場を工事中の評価項目に含めるべきである。</p>	<p>・工事中の景観については、事前に文献調査及び現地調査を実施した上で、工事施工ヤード等の改変面積を可能な限り小さくすること、工事施工ヤード内における建造物の高さを可能な限り低くする等の配慮を行うことから、周辺環境への影響は小さいと考えております。</p> <p>なお、構造物が完成した際の影響については、鉄道施設の存在の項目で予測・評価を行ってまいります。</p> <p>・人と自然との触れ合い活動の場については、事前に文献調査及び現地調査を実施した上で、調査結果を踏まえ、周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場へ影響を及ぼさないよう配慮して工事用車両の走行ルートや工事施工ヤードを設置することから、周辺環境への影響は小さいと考えております。</p> <p>なお、類似事例及び主務省令において、工事中の「景観」及び「人と自然とのふれあい活動の場」の項目は選定されておりませんが、今後、工事計画を具体化する過程で、工事により影響が生ずる可能性があるかと判断された場合は、項目の選定について検討することを考えています。</p>
7	7-2 (水資源)	鈴木	<p>表7-2-4(8) (方法書P225) についての意見</p> <p>・水資源として温泉を加え、それに対する調査を実施すべきではないでしょうか。</p>	<p>・温泉も含めて水資源について調査を行います。</p>

番号	区分	委員名	追加意見要旨	事業者の見解要旨
8	7-2 (水質)	鈴木	<p>表7-2-4(6) (方法書P221) についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水の汚れの調査すべき項目としてpHとBODのみが対象とされているが、pHは見かけ上の値であり、酸性物質とアルカリ物質の総量を反映しない。つまり多量の酸性物質が存在してもそれに匹敵する中和物質があると、pHとしての見かけ上の値は正常になってしまう。ところが、この場合には環境への負荷は重大であることから、イオン濃度も調査すべきである。 また、調査期間が低水時と豊水時の2回のみとなっているが、汚染物質を河川に流し込む降雨時には、流量の増加時と逡減時には水質が大きく異なるし、降雨量によっても差異が大きいため、豊水時には定期的にも複数回実施し、降雨後の増水時から逡減時まで短い時間間隔で調査をすべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の水の汚れに係る現地調査の項目については、類似事例を参考に設定しています。 本事業では、工事に伴う排水がコンクリート打設によりアルカリ性質を帯びるため、排出先の水質をアルカリ性に傾かせる可能性に着目した予測・評価を行うこととしています。 ・降雨時には、河川中の土砂の巻き上げにより、浮遊物質量の一時的なばらつきが考えられることから、定常状態における河川の状況を把握するため、現地調査は、豊水時、低水時ともに、降雨がなく定常状態となった時点を対象に行う計画としています。 なお、工事排水及び供用時の駅排水による影響については、受け皿となる河川の流量が少ない低水時において、環境負荷の寄与分が最大になると考えており、低水時を対象とした検討により、本事業の影響を適切に把握することが可能と考えています。
9	7-2 (水質)	野見山	<p>地下水について (方法書P204, P206, P208, P223)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工事に伴い含有する重金属の流出が考えられることから、山岳トンネル斜坑抗口周辺で、周辺民家、集落等保全対策が生じる箇所の地下水利用を考える時、重金属の測定が必要でないか。同様にトンネル抗口、明かり部周辺、地上駅周辺も同様に必要でないか。また、トンネル工事を行う箇所の地殻について、砒素をはじめとした重金属の含有について、事前に資料等で確認できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・トンネル工事に伴い重金属を含む鉱物が確認された場合は、排水の重金属調査を行うとともに、周辺民家、集落等の地下水への影響を把握します。なお、基準不適合土壌が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき適正に処理します。 ・工事に先立ち、重金属の含有については、文献調査等において、可能な範囲で確認に努めます。
10	7-2 (水象)	野見山	<p>排出土砂中の重金属</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出土砂中に含まれる重金属の影響について、排出土砂の埋め立て場所近隣の地下水等の評価が必要でないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・排出土砂中に重金属を含む鉱物が確認された場合は、重金属調査を行うとともに、排出土砂の埋め立て場所近隣の地下水への影響を把握します。なお、基準不適合土壌が発見された場合は、土壌汚染対策法に基づき適正に処理します。
11	7-2 (全体)	野見山	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価を行うにあたり、自然が残り住民が居住する山間地域であることを勘案すると、予定工事地域への工所用道路の敷設、拡幅等工事車両の流入による環境への影響は甚大であり、環境影響に対する地域住民の関心も高い。そのことから事前に工所用道路の予定、工事車両の流入予測等を予測し、明らかにすることが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工所用道路の予定、工事車両の流入予測等については、準備書において明らかにします。 ・また、工事計画の策定においては、地域住民の生活環境等に配慮します。

番号	区分	委員名	追加意見要旨	事業者の見解要旨
12	7-2 (騒音)	塩田	方法書P215 大気環境／騒音／工事の実施：建設機械の稼働／2. 調査の基本的な手法 ◎ 現地調査：環境騒音は、・・・準拠でO. K であるが、 ◎ 工事の実施：建設機械の稼働の調査は、「特定建設作業に伴って発生する騒音規制に関する基準」にて、行うこと。（評価の手法には記述されているが、調査の基本的な手法には抜けている。）	・建設機械の稼働については、現況把握のため、環境騒音測定を実施します。準備書段階において、建設機械の種類、台数及び施工ヤード等を明らかにして予測・評価を行います。
13	7-2 (騒音)	塩田	・山岳トンネル工法として「NATM」の採用をすすめているが、掘進していくうちに、頑強な岩石が想定外として発現した場合には、機械掘りは困難となり、発破による作業に転換せざるを得ないことが発生する可能性もあることから、あらかじめ、発破工法についても影響評価をすることが望ましい。 (委員会で発言しましたが、再度確認のために記しております。)	・地山の状態や工事の施工方法によっては機械と発破を併用することもあるため、発破により環境に影響を与える恐れがある場合は、検討します。 ・トンネル工事において発破を使用する場合は、装薬量の低減や施工場所に応じた発破工法を検討して実施します。また、必要により、トンネル防音扉の設置等の保全措置を講じてまいります。
14	7-2 (微気圧波)	塩田	方法書P219 ・微気圧波についてはP19に説明されているが、鉄道関係者、一部の音響関係者には、既知であるとしても、一般の方々は、ほとんど聞きなれないものである。どのような周波数成分をもつ波動なのかの説明が必要かもしれない。	・微気圧波は、その波形がパルス状であり、直流成分が最も多く、周波数が高くなるに従って成分が少なくなり、主成分は20Hz以下です。
15	7-2 (文化財)	陸	指定文化財の掲載方法の改善を ・重要な指定文化財は、人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源とも密接な関係にあることから、対象事業実施区域外であっても、人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源と同様に掲載するべきである。 例えば、妻籠宿「林家住宅」や大鹿村「福德寺本堂」は国の重要文化財であり、対象事業実施区域に接するように位置し、またその周辺は人と自然との触れ合い活動の場や自然景観資源となっているにも関わらず、指定文化財として掲載していないのは、影響評価の際にそれらを考慮しないため、と見られても仕方がないのではないかと。	・本方法書において、指定文化財の文献調査は、対象事業実施区域に存在する国、県及び市町村の指定文化財を対象としています。 ・準備書段階において、指定文化財の記載内容を検討します。